

環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、県・市町村・関係団体・事業者等の各主体が連携・協働して実施する環境保全・再生に係る広域的な普及啓発等の事業に要する経費の一部を助成することにより、ちば環境再生基金の目的達成の推進に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 対象となる普及啓発等事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ちば環境再生基金の目的である「自然環境の保全と再生」または「資源循環型社会づくり」の達成に資する事業であること。
- (2) 広く県民等に環境活動を紹介し、環境意識向上と環境活動への積極的な参加を促す事業であること。
- (3) 全県的または複数の市町村区域にまたがり広域的に実施される事業であること。

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、県、市町村、事業者及び環境活動団体等により構成される共同事業体であって、事業を連携協働して遂行できると認められるものとする。

- 2 前項、県、市町村以外の共同事業体の構成員となる団体にあつては、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと及び暴力団でない等、第1号様式別紙4-3に掲げる事項に該当すること。

(助成対象経費)

第4条 助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とし、管理費（人件費、光熱水費、飲食費）は助成対象外経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費のうち、国又は地方公共団体の他の補助金及び民間の助成団体等からの助成がある場合は、助成相当額を助成対象経費から除くものとする。

(助成金)

第5条 この助成金は、助成対象経費の2分の1以内とし、1団体当たり助成金の限度額は250万円とする。

- 2 ちば環境再生基金が行う他の助成制度による助成と同一年度に重複して助成を受けることはできない。

(助成期間)

第6条 助成期間は、令和2年度から5年間とする。

2 助成期間は、普及啓発上必要と認められる場合は、このかぎりではない。

(募集の期間等)

第7条 助成対象事業の募集期間等必要な事項は、一般財団法人千葉県環境財団理事長(以下「理事長」という。)が別に定める要領(以下「募集要領」という。)によるものとする。

(募集事業の実施期間)

第8条 募集の対象とする事業の実施期間は、募集期間の翌年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付の申請)

第9条 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、募集要領に定める期日までに、「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)」に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出するものとする。

- (1) 全体事業計画書及び当該年度の助成事業計画書
- (2) 当該年度の事業収支予算書
- (3) 予算措置が確認できる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(審査)

第10条 審査は、ちば環境再生推進委員会に設置された事業推進部会で行うものとする。

2 事業推進部会が申請団体からの事業説明が必要と認める場合にはプレゼンテーションを実施する。

3 審査基準は、下表のとおりとする。

計 画 内 容	事業の必要性	環境再生基金の目的に適合し、地域における必要性や重要性等の優先度が高いものか。
	計画の実現性	実現可能な方法、手段により計画されているか。
	収支計画の合理性	計画の実行が、妥当な収支計画に基づいているか。
	協力体制	活動に対して、専門家、地元市町村の協力が得られるか。
県 民 参 加	活動への参加	活動に対して、広く一般の人が参加することができるものか。
	住民への周知	一般の人が参加するために、活動を広める体制が整備されているか。
	他団体との連携	他の環境団体や事業者等と広く繋がりをもった活動か。

効果	効果の把握方法	事業の効果が把握できる方法か。
	発展性・継続性	事業に広がりがあり、自立的、安定的な活動の展開が期待できるものか。

- 4 理事長は、全ての申請団体に対し、速やかに審査結果を文書で通知する。
- 5 理事長は、助成を決定した申請団体（以下「決定団体」という）に対して、助成金交付決定通知書（第2号様式）を交付する。

（交付の条件）

第11条 理事長は、交付を決定する場合に次の条件を付すものとする。

- （1）助成事業の内容又は経費の変更（助成事業に要する経費の30パーセント以内の増減は除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けること。
- （2）助成事業を中止又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- （3）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- （4）助成事業の実施に伴い看板、チラシ、パンフレット等を作成する場合、事業の経過又は成果を催し物、マスコミ等に発表する場合などにおいては、当該事業がちば環境再生基金の助成を受けた事業であることを明示するなどちば環境再生基金の広報、啓発に努めるとともに、募金活動に協力すること。
- （5）実績報告書の内容及び実績報告書に添付されたパンフレット及び写真については、ちば環境再生基金の活動報告のために一般財団法人千葉県環境財団又は千葉県が使用できること。
- （6）その他理事長が必要と認める条件

（申請の取り下げ）

第12条 決定団体は、第10条第5項の規定による決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して、理事長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成事業の変更等）

第13条 決定団体は、第11条第1項第1号又は第2号の条件に基づき承認を受けようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合には、理事長は内容を審査し、その結果を申請団体に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 決定団体は、理事長から状況報告の求めがあったときは、「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金状況報告書（別記第4号様式）」により状況報告を行わなければならない。

(助成金の請求)

第15条 決定団体は、助成金交付請求書（第5号様式）により理事長に交付の請求をするものとする。

2 前項の請求により支払う助成金は、交付決定額の2分の1を超えない範囲で概算払ができるものとする。

(決定の取消)

第16条 理事長は、決定団体が次の各号の一に該当した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金を助成事業又は助成対象経費以外に使用したとき
- (3) 助成事業を中止、縮小した場合又は完了できないとき

(助成金の返還義務)

第17条 決定団体は、前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、定められた期間内に返還しなければならない。

(延滞金)

第18条 決定団体は、前条の規定により助成金の返還を求められ、定められた期間までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額に付き年10.95%の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実績報告)

第19条 決定団体は、事業の完了又は廃止した場合は、環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業成果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他助成事業に関する資料

2 前項の報告書は次のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 助成事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から20日以内
- (2) 要綱に定める事業の実施期間終了月の翌月の20日まで

(助成金の額の確定)

第20条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知するものとする。

(精算)

第21条 決定団体は、前条の規定により額が確定した場合には、確定した額が第10条による交付決定の額を下回る場合には、その差額を返還しなければならない。

- 2 事業実施に伴い相当程度の収益があり、収支計算書で収入の部の総額が助成対象経費の総額を上回った場合は、その差額と助成金額を比較し少ない方の額を返還しなければならない。
- 3 前2項の返還には第18条の延滞金の規定を準用する。

(設備備品等の管理)

第22条 決定団体は、本助成事業により取得した設備備品等の資産については、管理台帳を備えるとともに本助成事業で取得した旨の標示を行い適切に維持管理しなければならない。

- 2 設備備品等の資産の処分を行うときは、事前に理事長と協議すること。

(公開)

第23条 理事長は、助成事業に係る申請書類及び実績報告書等について、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる情報については、原則として公開しないものとする。

- (1) 住所、連絡先等の個人に関する情報
- (2) 絶滅危惧種等の生育場所等に関する情報であって、保全する上で公開しないことが適当と判断されたもの

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
- 2 廃食用油燃料利用促進プロジェクト事業実施期間は、第5条第2項の規定に関わらず、当該プロジェクト事業助成制度との併用ができるものとする。

附則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

別表 助成対象経費（第4条）

区 分	説 明
消耗品費	主に消耗される物品の購入等に要する経費
燃料費	機材に使用される燃料、機材運搬等に使用される自動車燃料の購入に要する経費
印刷製本費	配布資料等の印刷、製本等に要する経費
保険料	活動に参加するボランティアのための保険に要する経費
通信運搬費	資料や広報チラシ等の送付に要する経費
旅 費	保全活動の講師等の旅費、団体の構成員の活動場所までの旅費
委託費	調査等の委託事業に要する経費
使用賃借料	会議室、レンタル機器など助成対象事業の実施に直接要する設備等の使用料・賃借料
工事請負費	助成対象事業の実施に直接要する設備、機械・器具等の設置等に要する経費
原 材 料 費	活動に使用する原料又は材料の購入に要する経費
備品購入費	助成対象事業に直接使用される機械・器具等の購入に要する経費
謝 金	環境学習の講師、アドバイザー等に支払う謝金
その他	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費

第1号様式（第9条）

環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」を下記のとおり交付を受けたいので、環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金申請額 円
- 2 事業期間 令和 年 月～令和 年 月
- 3 助成事業名 「 」
- 4 事業実施区域 「 」
- 5 添付書類
 - (1) 全体事業計画及び当該年度の助成事業計画書 (別紙1～2)
 - (2) 当該年度の事業収支予算書 (別紙3)
 - (3) 予算措置が確認できる書類

担当部署		TEL	
担当者名			

全 体 事 業 計 画 書

①申請事業の目的・目標

②事業の概要

③実施体制（市町村等他団体との連携・合意形成を含めて記載）

④年次計画

事業実施期間 年 月 ～ 年 月

事業全体予算 千円

年 度	計画の概要	予 算
年度		

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

助成事業計画書

①事業内容

(別紙1の「④年次計画の概要」で記載した当該年度の内容を具体的に記載してください。)

②事業計画

〈月(四半期)ごとの事業内容を詳細に記載してください〉

区 分	実 施 計 画
第1四半期	
第2四半期	
第3四半期	
第4四半期	

③実施体制

- ・他団体との連携・合意形成

- ・情報公開

- ・その他

④事業成果見込み(達成目標を明確に記載してください)

※欄が不足する場合は、適宜別紙(A4)を添付してください。

事業収支予算書

令和 年 月 ~ 令和 年 月 (単位:千円)

事業費		千円
財 源 内 訳	内助成対象経費 A	千円
	Aの内他団体からの財政支援 B	千円
	助成金算出基礎 $C = A - B$	千円
	助成金 $C \times 1/2$	千円

区 分		予 算 額	内 訳
支 出 の 部	助成金対象経費		
	小 計		
	助成金対象外経費		
	小 計		
総 額			

団 体 に 関 す る 調 書 (その1)

団 体 名			
団 体 の 所 在 地			
代 表 者	氏 名		
	住 所	〒	
設 立 年 月 日		年 月 日	
団 体 の 目 的			
組 織 形 態 及 び 会 員 数		単 位 団 体 ・ 連 合 組 織	会 員 数 名
主 な 活 動 地 域			
こ れ ま で の 主 な 活 動 内 容			
直 近 の 事 業 年 度 の 財 政 規 模 (1 年 間)		千 円	
機 関 紙 発 行		有	機 関 誌 名 () 発 行 回 数 (定 期 回 / 年 , 不 定 期)
			無
連 絡 先 (必 ず 連 絡 が 取 れ る 連 絡 先 を 記 入 す る こ と)	氏 名		
	住 所	〒	
	電 話 ・ mail アドレ ス		
備 考			

※県民団体、県以外の公共的団体などの各種団体等で構成した共同の事業体として申請する場合は、構成するすべての県民団体の調書を提出してください。

団体に関する調書（その3） 団体目的等についての誓約書

団体名 _____

代表者名 _____

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することを誓約します。

記

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。
- 4 当団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当団体の経営に関与している者又は当団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）は次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - 一 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（注）本誓約書の内容と違う実態がある場合には、交付の決定の取消しを行うことがあります。

（助成金交付決定団体名）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」については、環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱第10条の規定により金 円に交付決定する。

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長

事業変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け で交付決定のあった令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」の助成事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱第13条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更の内容

第4号様式（第14条関係）

環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金状況報告書

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった
令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」の助成事業について、
現在の状況を、環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱第14条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

事業実績 (事業内容)	令和 年 月～令和 年 月の間		
	実績額	千円	進捗率

第5号様式（第15条）

環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付請求書

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け 第 号の で確定のあった
令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」を環境活動見本市等普及
啓発支援事業助成金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金請求額 金 円

振込金融機関本（支）店名	
口座番号	普通・当座
(フリガナを必ず記載してください) 口座名（口座名義人）	

第6号様式（第19条）

環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金実績報告書

令和 年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団理事長 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

令和 年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった
令和 年度「環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金」の助成事業を完了したので、
環境活動見本市等普及啓発支援事業助成金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------|----------|
| 1 助成金交付決定額 | 円 |
| 2 実績額 | 円 |
| 3 事業完了年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 添付書類 | |
| (1) 助成事業成果報告書 | (別紙2-1) |
| (2) 収支決算書 | (別紙2-2) |
| (3) 領収書の写し等支出を証明する書類 | |
| (4) その他助成事業に関する資料 | |

助成事業成果報告書

1 事業目的	
2 事業内容	
3 事業成果	※出来るだけ具体的に記載してください。(実施上の問題点等があれば併せて記載してください。また、未達成の事業内容についても記載してください。)

※いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

収支決算書

令和 年 月 ~ 令和 年 月 (単位:千円)

事業費		千円
財 源 内 訳	内助成対象経費 A	千円
	Aの内他団体からの財政支援 B	千円
	助成金算出基礎 $C = A - B$	千円
	助成金 $C \times 1/2$	千円

区 分		決 算 額	内 訳
支 出 の 部	助成金対象経費		
	小 計		
	助成金対象外経費		
	小 計		
総 額			